

少しでも不審に思ったら、まず声掛けを！

- ◆「特定の人しか買えません」「高く買い取ります」「代わりに申し込んで」「被害を回復します」「期間限定」等の勧誘を受けていると話している
- ◆名称等が、エネルギーや資源関連等、時流に乗った内容に関連している
⇒『お客様が、これらの勧誘資料を持参していませんか？』
- ◆資金使途が聞き慣れない会社の社債、ファンド、各種権利への投資になっている
⇒『海外不動産、自然エネルギーなど様々な投資商品にもご注意ください』
- ◆高額引き出し後に郵便局や宅配業者へ行く予定がある
⇒『レターパックなどを利用して現金を送付させる』
- ◆個人口座へ的高額振込、請求者と振込先名義が異なる先への振込
⇒『個人なのに住所や漢字がわからない。また、他都道府県宛てとなっている』
- ◆カタカナ会社、合同会社、投資事業組合等への振込は投資案件の可能性
⇒『お客様に事情を伺い、確認を行う』
- ◆財務局の登録・届出業者をうたっているが、内容が怪しい
⇒『極めて高利回り、パンフの記載内容が稚拙等⇒騙り業者も多数』
- ◆金融庁や財務局など官公庁を名乗る者から個別取引に関する連絡がある
⇒『取引に係る情報提供や忠告、追加の出資や取引の継続の要請等』
- ◆落ち着きがなく携帯電話で会話をしながら ATM の操作を行っている
⇒『詐欺業者などから時間を煽られ、考える余裕がない』
- ◆質問に対する返事が曖昧で明確な説明ができない
⇒『詐欺業者から指示され回答しているが、更問には答えられない』

状況により以下の連絡先をご活用ください。

消費生活センター（消費者ホットライン）： **0570-064-370**

警察庁（警察総合相談電話）： **# 9 1 1 0**

北陸財務局（金融監督第一課直通）： **076-292-7855**